

令和 7 年 3 月

市 議 会 定 例 会 議 案

(令和 7 年度予算関係)

山 形 市

議 第 4 号

令和 7 年度山形市一般会計予算

令和 7 年度山形市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,508,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 27 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		37,757,001 <small>千円</small>
	1 市 民 税	17,145,983
	2 固 定 資 産 税	15,530,908
	3 軽 自 動 車 税	804,276
	4 市 た ば こ 税	1,475,308
	5 入 湯 税	52,350
	6 都 市 計 画 税	2,747,676
	7 旧 法 に よ る 税	500
2 地 方 譲 与 税		702,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	150,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	495,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	57,000
3 利 子 割 交 付 金		19,000
	1 利 子 割 交 付 金	19,000
4 配 当 割 交 付 金		105,000
	1 配 当 割 交 付 金	105,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		145,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	145,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		514,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	514,000

款	項	金 額
7 地方消費税交付金		6,752,000 ^{千円}
	1 地方消費税交付金	6,752,000
8 ゴルフ場利用税交付金		3,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	3,000
9 環境性能割交付金		86,000
	1 環境性能割交付金	86,000
10 地方特例交付金		264,734
	1 地方特例交付金	261,000
	2 定額減税減収補填特例交付金	3,734
11 地方交付税		14,103,000
	1 地方交付税	14,103,000
12 交通安全対策特別交付金		36,000
	1 交通安全対策特別交付金	36,000
13 分担金及び負担金		843,495
	1 負担金	843,495
14 使用料及び手数料		1,478,835
	1 使用料	812,567
	2 手数料	666,268
15 国庫支出金		18,999,241
	1 国庫負担金	14,217,383
	2 国庫補助金	4,718,440
	3 委託金	63,418

款	項	金 額
16 県 支 出 金		8,055,889 ^{千円}
	1 県 負 担 金	4,881,381
	2 県 補 助 金	2,351,057
	3 委 託 金	823,451
17 財 産 収 入		338,149
	1 財 産 運 用 収 入	100,427
	2 財 産 売 払 収 入	237,722
18 寄 附 金		2,041,400
	1 寄 附 金	2,041,400
19 繰 入 金		2,123,665
	1 特 別 会 計 繰 入 金	405,682
	2 基 金 繰 入 金	1,717,983
20 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000
21 諸 収 入		6,141,991
	1 延滞金、加算金及び過料	48,885
	2 市 預 金 利 子	1,476
	3 貸付金元利収入	3,464,258
	4 受託事業収入	214,747
	5 雑 入	2,412,625
22 市 債		4,398,600
	1 市 債	4,398,600
歳 入 合 計		105,508,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		670,711 ^{千円}
	1 議 会 費	670,711
2 総 務 費		10,614,478
	1 総 務 管 理 費	3,352,231
	2 徴 税 費	1,096,127
	3 戸籍住民基本台帳費	642,453
	4 選 挙 費	122,428
	5 統 計 調 査 費	167,337
	6 監 査 委 員 費	102,331
	7 企 画 費	2,088,346
	8 文 化 ス ポ ー ツ 費	2,974,164
	9 交 通 安 全 対 策 費	69,061
3 民 生 費		44,012,198
	1 社 会 福 祉 費	19,621,776
	2 児 童 福 祉 費	20,156,393
	3 生 活 保 護 費	4,069,587
	4 災 害 対 策 費	164,442
4 衛 生 費		8,133,360
	1 保 健 衛 生 費	3,938,220
	2 清 掃 費	3,842,767
	3 環 境 保 全 費	317,213
	4 上 水 道 費	35,160

款	項	金額
5 労働費		486,906 ^{千円}
	1 労働福祉費	486,906
6 農林水産業費		2,014,453
	1 農業費	1,660,975
	2 林業費	353,478
7 商工費		6,647,352
	1 商工費	6,575,356
	2 消費者保護費	71,996
8 土木費		11,349,483
	1 土木管理費	452,145
	2 道路橋りょう費	3,437,127
	3 河川費	331,379
	4 都市計画費	3,358,835
	5 下水道費	3,300,000
	6 住宅費	469,997
9 消防費		3,165,447
	1 消防費	3,165,447
10 教育費		9,310,469
	1 教育総務費	1,979,247
	2 小学校費	1,843,936
	3 中学校費	615,134
	4 高等学校費	1,443,945
	5 幼稚園費	151,286

款	項	金 額
	6 社 会 教 育 費	1,173,632 ^{千円}
	7 保 健 体 育 費	2,103,289
11 災 害 復 旧 費		6,558
	1 農林水産施設災害復旧費	2,286
	2 公共土木施設災害復旧費	4,272
12 公 債 費		9,046,585
	1 公 債 費	9,046,585
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	105,508,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額	
議会タブレット端末運用事業	令和8年度	千円 3,238	
市公式ホームページ構築運用事業 (第六世代)	令和7年度から 令和13年度まで	61,853	
本庁舎高圧ケーブル等改修事業	令和8年度	17,006	
市長車更新事業	令和7年度から 令和14年度まで	8,963	
西部工業団地公園内 スポーツ施設整備事業 (工事監理委託)	令和8年度	3,080	
防災情報DX化整備計画策定事業	令和7年度	5,000	
重粒子線がん治療費 利子補給補助金	令和7年度 令和7年度	令和7年度から 令和14年度まで	融資総額6,280千円の融資残高に 対して年6%以内の利子相当額
第7次山形市農業振興基本計画 策定事業	令和8年度	7,053	
農業後継者及び認定 農業者育成支援事業 貸付金の利子補給	令和7年度	令和7年度から 令和17年度まで	融資総額130,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業災害復旧資金の 利子補給	令和7年度	令和7年度から 令和12年度まで	融資総額10,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業近代化資金の 利子補給	令和7年度	令和7年度から 令和10年度まで	融資総額10,000千円の償還にか かる利子の年1.5%を超える部分 に対して年1%以内の利子相当額
農林業天災対策資金の 利子補給	令和7年度	令和7年度から 令和14年度まで	融資総額25,000千円の融資残高 に対して基準金利から貸付利率 を差し引いた割合で計算した利 子相当額
災害・経営安定対策資金の 利子補給	令和7年度	令和7年度から 令和22年度まで	融資総額30,000千円の融資残高 に対して基準金利から貸付利率 を差し引いた割合で計算した利 子相当額
山形国際交流プラザ熱源設備 改修事業	令和8年度	88,321	
旧千歳館エリア・リノベーション事業	令和8年度	286,001	
特定計量器定期検査事業	令和7年度から 令和8年度まで	1,847	

事 項	期 間	限 度 額
道路維持補修事業	令和7年度から 令和8年度まで	150,000 ^{千円}
散水車更新事業	令和7年度から 令和8年度まで	19,206
除排雪等経費	令和7年度から 令和8年度まで	350,000 (当初の想定を超える除排雪に要する額)
はしご付消防自動車整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	280,000
市立小・中学校タブレット更新事業	令和7年度	111,207
大郷小学校防火シャッター等改修事業	令和8年度	13,658
出羽小学校屋内運動場等改築事業	令和8年度	603,687
西部公民館受変電設備改修事業	令和8年度	6,846

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域集会所等整備事業	1,700	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
コミュニティセンター 整備事業	8,500			
庁舎整備事業	52,100			
やまがたクリエイティブシ ンターQ1整備事業	28,100			
市民会館整備事業	151,700			
スポーツ施設整備事業	452,600			
公共施設除却事業	143,800			
障がい福祉施設整備 事業	6,100			
老人福祉施設整備事業	64,600			
福祉文化センター整備 事業	700			
保育施設整備事業	21,700			
児童遊園整備事業	24,600			
簡易給水施設整備事業	2,500			
山形テルサ整備事業	108,700			
農業生産基盤整備事業	40,000			
農村振興環境整備事業	1,900			
林道整備事業	26,600			
公有林整備事業	1,500			
山形国際交流プラザ 整備事業	191,700			
観光施設整備事業	103,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう整備事業	513,800 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
地方道路等整備事業	588,700			
河川整備事業	143,800			
市街地整備事業	436,300			
都市計画街路事業	101,000			
都市計画公園整備事業	257,600			
公営住宅整備事業	71,900			
消防施設整備事業	351,500			
義務教育施設整備事業	402,900			
公民館整備事業	98,800			
合計	4,398,600			

議 第 5 号

令和 7 年度山形市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度山形市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数		125,707栓
(2) 年 間 総 給 水 量		25,453千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量		69,735m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業		
配 水 管 整 備 事 業	事 業 費	1,140,244千円
施 設 整 備 事 業	事 業 費	761,127千円
負 担 事 業	事 業 費	107,066千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第 1 款 水 道 事 業 収 益		6,465,852千円
第 1 項 営 業 収 益		5,862,358千円
第 2 項 営 業 外 収 益		603,494千円
支	出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用		5,964,491千円
第 1 項 営 業 費 用		5,579,548千円
第 2 項 営 業 外 費 用		351,584千円
第 3 項 特 別 損 失		3,359千円
第 4 項 予 備 費		30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,166,069千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額204,758千円、過年度分損益勘定留保資金4,718千円、建設改良積立金取崩額220,000千円、当年度分損益勘定留保資金1,736,593千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		1,613,807千円
第1項 企業債		1,500,000千円
第2項 工事負担金		96,983千円
第3項 受託金		16,824千円
支 出		
第1款 資本的支出		3,779,876千円
第1項 建設改良費		2,531,782千円
第2項 企業債償還金		1,216,894千円
第3項 投資		1,200千円
第4項 予備費		30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道営業等包括業務委託【変更契約分】	令和8年度から令和9年度まで	46,432 <small>千円</small>
水道管路更新事業【配水管工事・路面復旧工事】	令和8年度	150,000
浄配水施設耐震化事業【熊の前配水場移転に伴う配水場整備工事】	令和8年度から令和9年度まで	863,874
浄配水施設耐震化事業【熊の前配水場移転に伴う配水幹線整備工事(妙見寺第5工区)】	令和8年度	53,760
浄配水設備更新事業【浄配水施設中央監視制御装置更新及び機能増設工事】	令和8年度から令和9年度まで	855,780
浄配水設備更新事業【見崎浄水場他高圧電磁接触器等更新工事】	令和8年度	155,020

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道整備事業	千円 1,500,000	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。た だし、財政の都合により償還 年限を短縮し、繰上償還をし、 又は低利債に借り換えること ができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費(児童手当を除く) 1,267,691千円

(2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、39,060千円と定める。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 6 号

令和 7 年度山形市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度山形市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数			76,653戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量			30,186千m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量			82,701m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業			
汚 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費		843,976千円
雨 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費		997,244千円
処 理 場 及 び ポ ン プ 場 建 設 事 業	事 業 費		367,247千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益			7,981,348千円
第 1 項 営 業 収 益			5,222,557千円
第 2 項 営 業 外 収 益			2,758,791千円
支 出			
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用			7,850,132千円
第 1 項 営 業 費 用			6,724,006千円
第 2 項 営 業 外 費 用			1,092,554千円
第 3 項 特 別 損 失			3,572千円
第 4 項 予 備 費			30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,757,370千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,250千円、過年度分損益勘定留保資金1,477,002千円及び当年度分損益勘定留保資金1,232,118千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	6,418,765千円
第1項	企業債	3,875,000千円
第2項	補助金	589,661千円
第3項	負担金	1,954,104千円
支 出		
第1款	資本的支出	9,176,135千円
第1項	建設改良費	2,335,266千円
第2項	企業債償還金	6,804,326千円
第3項	返還金	6,543千円
第4項	予備費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道利用資金の利子補給	令和7年度から融資を得た額の元金償還が完了する日まで	千円 下水道利用資金として融資を得た額の融資残高に対する利子相当額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,263,300	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
流域下水道事業	106,400			
特定環境保全公共下水道事業	62,600			
資本費平準化債	2,200,000			
下水道事業債(特別措置分)	242,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (児童手当を除く) 349,649千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、800千円と定める。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 7 号

令和7年度山形市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度山形市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数		1,343戸
(2) 排 水 人 口		4,205人
(3) 主な建設改良事業		
汚水管渠建設事業	事 業 費	1,727千円
処理場及びポンプ場建設事業	事 業 費	23,821千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、地方公営企業法の財務規定の適用に要する経費に充てるため、公営企業会計適用債3,000千円を借り入れる。

収 入		
第1款 農業集落排水事業収益		189,555千円
第1項 営 業 収 益		41,935千円
第2項 営 業 外 収 益		147,620千円
支 出		
第1款 農業集落排水事業費用		189,419千円
第1項 営 業 費 用		177,018千円
第2項 営 業 外 費 用		9,400千円
第3項 特 別 損 失		1千円
第4項 予 備 費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額46,394千円は、過年度分損益勘定留保資金1,863千円、当年度分損益勘定留保資金42,531千円及び繰越利益剰余金処分額2,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	66,427千円
第1項 企業債	11,100千円
第2項 補助金	55,327千円
支 出	
第1款 資本的支出	112,821千円
第1項 建設改良費	25,548千円
第2項 企業債償還金	86,273千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	11,100 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
公営企業会計適用債	3,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、85,127千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち2,000千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金 2,000千円

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 8 号

令和7年度山形市立病院済生館事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度山形市立病院済生館事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	524床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	158,775人
外 来	192,760人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	435人
外 来	790人
(4) 主要な建設改良事業	
医療器械器具及び備品購入	400,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	14,759,277千円
第1項 医 業 収 益	13,782,938千円
第2項 医 業 外 収 益	842,870千円
第3項 附 帯 事 業 収 入	133,469千円
支 出	
第1款 病 院 事 業 費 用	14,758,590千円
第1項 医 業 費 用	14,538,044千円
第2項 医 業 外 費 用	67,077千円
第3項 附 帯 事 業 費 用	133,469千円
第4項 特 別 損 失	10,000千円
第5項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額445,101千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,092千円及び、過年度分損益勘定留保資金444,009千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	393,640千円
第1項	企業債	174,800千円
第2項	負担金	123,613千円
第3項	補助金	95,127千円
第4項	その他資本的収入	100千円
支 出		
第1款	資本的支出	838,741千円
第1項	建設改良費	600,514千円
第2項	企業債償還金	237,227千円
第3項	予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新病院整備基本設計業務	令和8年度	211,096 <small>千円</small>
新病院開院支援業務	令和8年度から令和13年度まで	185,000
新病院整備に係るコンストラクション・マネジメント業務	令和8年度から令和13年度まで	180,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	150,000 <small>千円</small>	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
新病院整備事業	24,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (児童手当を除く) 8,257,145千円

(2) 交 際 費 764千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,684,762千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量	取得の態様
医 療 機 器	放射線画像管理システム	一 式	購 入
医 療 機 器	乳房撮影装置	一 式	購 入
医 療 機 器	術中モニタリングシステム	一 式	購 入

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

令和 7 年度山形市国民健康保険事業会計予算

令和 7 年度山形市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,331,532千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 27 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		4,042,854 ^{千円}
	1 国民健康保険税	4,042,854
2 使用料及び手数料		14
	1 手 数 料	14
3 国庫支出金		4,382
	1 国庫補助金	4,382
4 県支出金		15,684,423
	1 県補助金	15,684,423
5 財産収入		750
	1 財産運用収入	750
6 繰入金		1,544,604
	1 一般会計繰入金	1,422,842
	2 基金繰入金	121,762
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		54,504
	1 延滞金、加算金及び過料	30,002
	2 預金利子	1
	3 雑収入	24,501
歳 入 合 計		21,331,532

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		332,454 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	305,942
	2 徴 税 費	25,812
	3 運 営 協 議 会 費	700
2 保 險 給 付 費		15,566,039
	1 療 養 諸 費	13,555,022
	2 高 額 療 養 費	1,956,930
	3 移 送 費	10
	4 出 産 育 児 諸 費	39,017
	5 葬 祭 諸 費	15,000
	6 傷 病 手 当 金	60
3 国民健康保険事業費 納付金		5,130,170
	1 医 療 給 付 費 分	3,425,439
	2 後期高齢者支援金等分	1,310,369
	3 介 護 納 付 金 分	394,362
4 保 健 事 業 費		222,369
	1 特定健康診査等事業費	197,900
	2 保 健 事 業 費	24,469
5 諸 支 出 金		30,500
	1 償還金及び還付加算金	28,000
	2 貸 付 金	2,500
6 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	21,331,532

令和 7 年度山形市後期高齢者医療事業会計予算

令和 7 年度山形市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,406,265千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		3,433,526 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	3,433,526
2 使用料及び手数料		10
	1 手 数 料	10
3 繰 入 金		964,927
	1 繰 入 金	964,927
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		7,801
	1 延滞金、加算金及び過料	700
	2 償還金及び還付加算金	7,100
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		4,406,265

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		79,432 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	68,710
	2 徴 収 費	10,722
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		4,319,631
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	4,319,631
3 諸 支 出 金		7,102
	1 償還金及び還付加算金	7,100
	2 繰 出 金	2
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		4,406,265

令和 7 年度山形市介護保険事業会計予算

令和 7 年度山形市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,496,174千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 27 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		5,075,490 ^{千円}
	1 介 護 保 險 料	5,075,490
2 使用料及び手数料		617
	1 手 数 料	617
3 国 庫 支 出 金		5,588,191
	1 国 庫 負 担 金	4,125,723
	2 国 庫 補 助 金	1,462,468
4 支 払 基 金 交 付 金		6,150,500
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,150,500
5 県 支 出 金		3,170,498
	1 県 負 担 金	3,063,272
	2 県 補 助 金	107,226
6 財 産 収 入		1,825
	1 財 産 運 用 収 入	1,825
7 繰 入 金		3,508,913
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,388,325
	2 基 金 繰 入 金	120,588
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		139
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 貸付金元利収入	100
	3 雑 入	38
歳 入 合 計		23,496,174

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		391,028 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	256,535
	2 徴 収 費	15,216
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	115,939
	4 趣 旨 普 及 費	3,338
2 保 険 給 付 費		22,119,992
	1 介 護 サービス等諸費	20,294,520
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	663,379
	3 そ の 他 諸 費	23,084
	4 高 額 介 護 サービス等費	521,209
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	83,635
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	534,165
3 地 域 支 援 事 業 費		788,536
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	617,783
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	37,763
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	130,155
	4 そ の 他 諸 費	2,835
4 保 健 福 祉 事 業 費		64,580
	1 保 健 福 祉 事 業 費	64,580
5 諸 支 出 金		127,038
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,918
	2 繰 出 金	120,120
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		23,496,174

令和 7 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和 7 年度山形市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,613千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		20,453 ^{千円}
	1 繰 入 金	20,453
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		13,959
	1 貸付金元利収入	13,958
	2 雑 入	1
4 市 債		22,200
	1 市 債	22,200
歳 入 合 計		56,613

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		13,869 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	9,253
	2 貸 付 金	4,616
2 諸 支 出 金		42,605
	1 償還金及び還付加算金	28,148
	2 繰 出 金	14,457
3 予 備 費		139
	1 予 備 費	139
歳 出 合 計		56,613

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	千円 22,200	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による。

令和 7 年度山形市財産区会計予算

令和 7 年度山形市の財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,105千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 小白川財産区収入		51 ^{千円}
	1 財産運用収入	49
	2 繰越金	2
2 関沢財産区収入		3,856
	1 財産運用収入	803
	2 繰入金	3,053
3 山寺下組財産区収入		30
	1 財産運用収入	30
4 その他の財産区収入		3,168
	1 財産運用収入	161
	2 繰入金	2,948
	3 繰越金	59
歳 入 合 計		7,105

歳 出

款	項	金 額
1 小白川財産区費		51 <small>千円</small>
	1 財産区管理会費	51
2 関沢財産区費		3,856
	1 財産区管理会費	157
	2 財産管理費	3,699
3 山寺下組財産区費		30
	1 財産区管理会費	30
4 その他の財産区費		3,168
	1 財産管理費	3,168
歳 出 合 計		7,105

令和 7 年度山形市駐車場事業会計予算

令和 7 年度山形市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ557,930千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		552,257 ^{千円}
	1 使用料	552,257
2 繰越金		92
	1 繰越金	92
3 諸収入		5,581
	1 雑収入	5,581
歳入合計		557,930

歳 出

款	項	金 額
1 管理費		280,952 ^{千円}
	1 駐車場管理費	280,952
2 公債費		5,775
	1 公債費	5,775
3 繰出金		271,103
	1 繰出金	271,103
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		557,930

令和 7 年度山形市公設地方卸売市場事業会計予算

令和 7 年度山形市の公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ285,750千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		115,147 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	115,147
2 繰入金		83,975
	1 繰入金	83,975
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		86,627
	1 貸付金元利収入	30,000
	2 雑収入	56,627
歳入合計		285,750

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		247,909 ^{千円}
	1 総務管理費	247,909
2 公債費		36,841
	1 公債費	36,841
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		285,750